

【新旧対照表】JR ホテルメンバーズ会員規約の改定箇所

改定前	改定後
第3条（会員の資格等） 1.本会員規約（以下「本規約」といいます）にご同意の上、第4条に定める手続きによりお申込みいただき、入会が認められたときに、会員になることができます。 2.当会員組織は、個人を対象とします。法人はお申込みいただけません。 3.対象施設においてサービスの提供を受ける場合、会員は、関係法令、本規約および対象施設が定める宿泊約款その他利用規約に従っていただきます。	第3条（会員の資格等） 1.本会員規約（以下「本規約」といいます。）にご同意の上、第4条に定める手続きによりお申込みいただき、入会が認められたときに、会員になることができます。 <u>但し、満18歳未満の方は、親権者または後見人の同意を得た場合に限り</u>ます。 2.当会員組織は、個人を対象とします。法人はお申込みいただけません。 3.対象施設においてサービスの提供を受ける場合、会員は、関係法令、<u>本規約、アプリ利用規約およびサービス利用規約のほか、対象施設が定める宿泊約款、利用規則その他の規約等（以下、これらを総称して「本規約等」といいます。）</u>に従っていただきます。
第9条（ポイントの付与） 1.ポイントの付与は、対象施設の宿泊およびレストランご利用代金（税別）に対して行います。また、利用代金によるポイント付与のほか、キャンペーン等によるポイントの付与を行う場合があります。 2.以下の場合はポイント付与対象外となります。 （1）対象施設公式予約サイト以外のインターネットサイト、および旅行代理店を経由した予約 （2）ポイントで支払った場合 （ポイントご利用分を差し引いた、実際にお支払いいただく利用代金に対してはポイントが付与されます） （3）対象施設のレストランご利用時、会員割引以外に料金の割引を適用した場合	第9条（ポイントの付与） 1.ポイントの付与は、対象施設の宿泊およびレストランご利用代金（税別）（以下「利用代金」といいます。）に対して行います。 また、利用代金によるポイント付与のほか、キャンペーン等によるポイントの付与を行う場合があります。 2.<u>前項の利用代金によるポイント付与は、会員が以下のいずれかの方法により予約を行った場合に限るものとします。</u> （1）<u>JR ホテルメンバーズ公式予約サイトまたは公式アプリ</u> （2）<u>対象施設公式予約サイト</u> （3）<u>対象施設への直接の電話予約またはフロント等での直接予約</u>

(4) 対象施設が発行する無料宿泊券、無料利用券を使用する場合 (5) 対象施設が独自に展開する当会員組織以外の料金を適用した商品 (6) 当会員組織が発行する対象施設の利用券を使用する場合 (7) その他対象施設が定める場合（ポイント対象外の商品、利用方法等） 3. ポイントは当会員組織の定める条件により、それぞれの取引が完了したのち一定の期間を経て付与されます。 4. ポイントの付与条件は、付与時点における当会員組織が定める最新の条件が適用されます。 5. 対象施設の宿泊およびレストランご利用時のポイントは、会員ご本人様による現地での精算分または公式予約サイト経由で事前決済を行った分に対して付与されます。 6. ご宿泊料金の追加料金に対するポイントの付与条件は、対象施設により異なります。詳しくは対象施設にご確認ください。 7. 1度の会計で複数会員へのポイントの付与はできません。その他のポイント付与の条件等の詳細については公式 HP にてご確認ください。	(4) 対象レストランの利用（他社のインターネットサイトや旅行代理店を経由した予約を除く。） (5) その他対象施設が付与を認めた場合 3. 以下の場合はポイント付与対象外となります。 (1) <u>前項各号に定める予約方法以外</u>のインターネットサイト、および旅行代理店を経由した予約 (2) ポイントで支払った場合 （ポイントご利用分を差し引いた、実際にお支払いいただく利用代金に対してはポイントが付与されます） (3) 対象施設のレストランご利用時、会員割引以外に料金の割引を適用した場合 (4) 対象施設が発行する無料宿泊券、無料利用券を使用する場合 (5) 対象施設が独自に展開する当会員組織以外の料金を適用した商品 (6) 当会員組織が発行する対象施設の利用券を使用する場合 (7) その他対象施設が定める場合（ポイント対象外の商品、利用方法等） 4. ポイントは当会員組織の定める条件により、それぞれの取引が完了したのち一定の期間を経て付与されます。 5. ポイントの付与条件は、付与時点における当会員組織が定める最新の条件が適用されます。 6. 対象施設の宿泊およびレストランご利用時のポイントは、会員ご本人様による現地での精算分または公式予約サイト経由で事前決済を行った分に対して付与されます。 7. ご宿泊料金の追加料金に対するポイントの付与条件は、対象施設により異なります。詳しくは対象施設にご確認ください。
--	---

	8.1 度の会計で複数会員へのポイントの付与はできません。その他ポイント付与の条件等の詳細については公式 HP にてご確認ください。
第 13 条（ポイントの取消） 当会員組織は次の場合に、会員が保有するポイントの一部または全部を取り消すことができます。 （1）本規約、宿泊約款、その他利用規則（規約）、その他当会員組織または対象施設が定める規約等に反する行為があった場合。 （2）法令に反する行為があった場合。 （3）その他の不正行為があった場合等、当会員組織が相当と判断した場合。	第 13 条（ポイントの取消） 当会員組織は次の場合に、会員が保有するポイントの一部または全部を取り消すことができます。 （1）<u>本規約等に反する行為があった場合。</u> （2）法令に反する行為があった場合。 （3）その他の不正行為があった場合等、当会員組織が相当と判断した場合。
第 14 条（ポイントの有効期限） 1.ポイントは、毎年 3 月 31 日を最終日として 1 年間ごとに集計され、その 2 年後の 3 月 31 日まで有効です。 2.有効期限を経過した場合、ポイントは失効いたします。	第 14 条（ポイントの有効期限） 1.ポイントの有効期間は、当該ポイントが付与された日から 2 年間とします。具体的には、付与された日の 2 年後の同日（同日が存在しない場合はその月の末日）をもって有効期限が終了するものとします。 <u>2. 前項の定めにかかわらず、特定のキャンペーン等において個別に有効期限が設定されたポイント（以下「期間限定ポイント」といいます。）については、当該キャンペーン等で定められた個別の期限が優先されるものとします。</u> 3.有効期限を経過したポイントは、会員への事前の通知を行うことなく、自動的に失効し、消滅するものとします。
第 17 条（会員情報の変更） 会員は自己の会員情報に関して変更が生じた場合、公式予約サイトにログインして表示される会員専用ページ（以下「マイページ」といいます）から変更していただくか、対象施	第 17 条（会員情報の変更） 会員は自己の会員情報に関して変更が生じた場合、<u>公式 HP</u> でログインして表示される会員専用ページ（以下「マイページ」といいます。）<u>または公式アプリ</u>から変更していただ

設にお申し出の上、所定の手続きにより情報を変更してください。	くか、対象施設にお申し出の上、所定の手続きにより情報を変更してください。
第 20 条（退会） 1. 次の事項に該当した場合は退会とさせていただきます。その場合は、全ての特典およびポイントは失効いたします。 （1）会員ご本人様より退会のお申し出があった場合 （2）会員ご本人様がお亡くなりになった場合 <u>（3）対象施設の最終ご利用日から 3 年間ご利用がなかった場合</u> 2. 前項にかかわらず、前項（2）（会員ご本人様がお亡くなりになった場合）について、会員ご本人様の法定相続人でご自身も会員であるときは、お亡くなりになってから 6 ヶ月以内に所定の届出および証明書類等を提出することにより、お亡くなりになった会員ご本人様のお亡くなりになった時点での有効なポイントの承継を認めることがあります。	第 20 条（退会） 1. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は退会となります。その場合は、全ての特典およびポイントは失効いたします。 （1）会員ご本人様より退会のお申し出があった場合 （2）会員ご本人様がお亡くなりになった場合 2. 前項にかかわらず、前項（2）（会員ご本人様がお亡くなりになった場合）について、会員ご本人様の法定相続人でご自身も会員であるときは、お亡くなりになってから 6 ヶ月以内に所定の届出および証明書類等を提出することにより、お亡くなりになった会員ご本人様のお亡くなりになった時点での有効なポイントの承継を認めることがあります。
第 21 条（資格の喪失） 次の事項に該当した場合は、会員資格を取り消しさせていただきます。その場合、全ての特典およびポイントは失効いたします。また、その場合のご通知は省略させていただきますので、予めご了承ください。 （1）入会時に虚偽の申告をした場合 （2）住所、電話番号等の連絡先が不明となった場合 （3）宿泊約款による宿泊料金など諸料金をお支払いいただけない場合、または支払いが遅れた場合 （4）本規約および法令、宿泊約款、その他利用規則（規約）を遵守しない場合 （5）当会員組織および対象施設の名誉を著しく傷つけ、秩序を乱した場合	第 21 条（資格の喪失） 1. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、当会員組織は会員資格を取り消すことができます。その場合、全ての特典およびポイントは失効いたします。また、資格喪失に伴う通知は省略させていただきます。 （1）入会時に虚偽の申告をした場合 （2）住所、電話番号等の連絡先が不明となった場合 （3）宿泊約款による宿泊料金など諸料金をお支払いいただけない場合、または支払いが遅れた場合 <u>（4）対象施設利用の最終日から 3 年間ご利用がなかった場合</u> （5）<u>本規約等</u>および法令を遵守しない場合

(6)暴力団員、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等（総称して以下「反社会的勢力」といいます。）、または反社会的勢力と密接な関係にある者 (7)暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺およびこれらに類する行為がある場合 (8)対象施設利用において不正・迷惑行為があった場合 (9)その他当会員組織が不適当と判断した場合	(6)当会員組織および対象施設の名誉を著しく傷つけ、秩序を乱した場合 (7)暴力団員、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等（総称して以下「反社会的勢力」といいます。）、または反社会的勢力と密接な関係にある者 (8)暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺およびこれらに類する行為がある場合 (9)対象施設利用において不正・迷惑行為があった場合 (10)その他当会員組織が会員として不適当と判断した場合 <u>2.前項第4号に定める「対象施設の利用」とは、第9条第2項に定める予約方法による宿泊およびレストランの利用（同条第3項第2号の規定によりポイントが付与されない場合を含む）を指すものとします。</u> <u>3.当会員組織および対象施設は、本条に基づく会員資格の取消等の判断理由について、会員または第三者に対して開示する義務を負わないものとします。</u>
	<u>第29条（分離可能性）</u> <u>本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定、および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。</u>